

平成 16 年 10 月 22 日

金沢大学（宝町）総合研究棟改修施設整備等事業

入札説明書の変更について

（下線部が変更箇所）

頁	箇所	変更前	変更後
5	コト-Ⅱ ：建設年	新設	改修（増築）
6	表の 7 行目	平成 16 年 8 月 3 日（火）～8 月 17 日（火）：要求水準書（案）に対する質問の受付期間	平成 16 年 8 月 9 日（月）～8 月 17 日（火）：要求水準書（案）に対する質問の受付期間
6	表の 8 行目	平成 16 年 8 月 3 日（火）～8 月 19 日（木）：要求水準書（案）に対する意見・提案の受付期間	平成 16 年 8 月 9 日（月）～8 月 19 日（木）：要求水準書（案）に対する意見・提案の受付期間
9	8 行目	<u>三井安田法律事務所</u>	<u>西村ときわ法律事務所</u>
11	下から 4 行目	③維持管理に当たる者は、次の <u>条件</u> を満たすこと。	③維持管理に当たる者は、次の <u>要件</u> を満たすこと。
12	14 行目	・・・の全面的な改修工事の監理業務。	・・・の全面的な改修工事、又は新営工事の監理業務。
14	下から 15 行目	維持管理業務に関する <u>資格等資格等誓約書</u>	維持管理業務に関する <u>資格等誓約書</u>
16	下から 11 行目	控除した金額の 100 分の 5 に相当する金額（ <u>消費税相当額</u> ）を・・・	控除した金額の 100 分の 5 に相当する金額（ <u>消費税等相当額</u> ）を・・・
16	下から 4 行目	・・・可） <u>封印</u> に提出すること。	・・・可） <u>封印し</u> 提出すること。
19	下から 18 行目	施設整備費相当分（但し、利息を除き、 <u>消費税相当額</u> を含む）	施設整備費相当分（但し、利息を除き、 <u>消費税等相当額</u> を含む）
19	下から 14 行目	同上	同上
19	下から 8 行目	施設整備費相当分（但し、利息を除き、 <u>消費税相当額</u> を含んだ金額）	施設整備費相当分（但し、利息を除き、 <u>消費税等相当額</u> を含んだ金額）
21	3 行目	落札者は、 <u>仮契約締結</u> までに、本事業を実施するため・・・	落札者は、本事業を実施するため・・・
22	1 行目	大学が支払う部分の金額（消費税を含む。以下「施設費相当分」という。）	大学が支払う部分の金額（消費税等を含む。以下「施設費相当分」という。）

22	5 行目	大学が支払う部分の金額（消費税を含む。以下「維持管理費相当分」という。）	大学が支払う部分の金額（消費税等を含む。以下「維持管理費相当分」という。）
22	6 行目	大学が支払う部分の金額（消費税を含む。以下「運営費相当分」という。）	大学が支払う部分の金額（消費税等を含む。以下「運営費相当分」という。）
22	11 行目	維持管理費相当 <u>及</u> 分 <u>び</u> 運営費相当分については、物価変動のうち・・・	維持管理費相当 <u>及</u> 分 <u>び</u> 運営費相当分については、物価変動のうち・・・

※なお、平成 16 年 10 月 22 日をもって公開しております入札説明書は、変更後のものと差し替えておりますのでご注意ください。

※頁及び箇所は平成 16 年 9 月 27 日に公表したものとす。